

令和元年度原子力施設等防災対策等委託費(古地磁気学的手法を用いた噴火現象の  
時間進展プロセスに関する研究)事業に係る入札可能性調査実施要領

令和元年6月3日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ  
地震・津波研究部門

原子力規制庁では、令和元年度原子力施設等防災対策等委託費(古地磁気学的手法を用いた噴火現象の時間進展プロセスに関する研究)事業の受託者選定に当たって、一般競争入札(価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)に付することの可能性について以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札(価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いいたします。

## 1. 事業内容

### 1.1 概要

カルデラ噴火に関する時間進展プロセスにおいては、一連の噴火イベントの継続時間の時間スケールの推定が重要なテーマである。原子力規制庁では、昨年度までに、噴火の継続時間の時間スケールの推定に資する古地磁気学的手法を確立し、ケーススタディとして支笏、十勝火砕流等の噴火イベントを対象にその適応性の検討を進めており、噴火現象の時間進展プロセスのパターンが認識できつつある。本研究では、さらに多様な噴火現象の時間進展プロセスの時間スケールを把握するため、古地磁気学的手法を用いたケーススタディを実施し、検討事例の拡充を図る。また、通常より地磁気の変化が速い時期(エクスカージョン等)に発生した噴火イベントの噴出物に対しても適用して、その手法の有効性を検討を行う。

### 1.2 事業の具体的内容

#### 1.2.1 古地磁気学的手法を用いた検討事例の拡充

これまで原子力規制庁で適応性を検討した古地磁気学的手法を用いて一連の噴火イベントの継続時間の推定の検討事例の拡充を行う。具体的には、国内の始良カルデラ起源の噴出物について古地磁気学的手法を適用し、噴火イベントの継続時間の推定に資するケーススタディを実施する。

#### 1.2.2 地磁気の変化が速い時期に発生した噴火イベントでの検討

本手法では、地球の地磁極の移動速度と試料の地磁気方位測定の精度が時間分解能の制

約となる。そこで、通常より地磁気の変化が速い時期(エクスカージョン等)に噴出した噴火イベントを対象に、古地磁気学的手法を適応し、噴火イベントの時間推移の検討を行う。具体的には、既往研究等でエクスカージョンの時期に噴出したとされているニュージーランドのタウポ火山帯の Mamaku 火砕流堆積物等、もしくはその他国内外でエクスカージョン等の地磁気の変化が速い時期に噴出したとされている噴火イベントに対して検討を行う。

### 1. 2. 3 事業成果報告書の作成

上記1. 2. 1～1. 2. 2の結果を業務成果報告書としてまとめる。

### 1. 3 事業の進捗管理

原子力規制庁に対して事業の進捗状況を報告し、漏れの無いように計画内容を遂行する。

### 1. 4 本業務の遂行方針

(1)本業務を行うに当たっては、原子力規制庁担当官と相談しながら進めること。また、これまでに実施された関連事業との継続性に十分留意しつつ実施すること。

(2)当該委託事業に係る成果について原子力規制庁担当官と相談の上、国内外の主要な学会等において学術論文等による発表を行い、評価を受けること。

### 1. 5 著作物等の公表

(1)委託業務の成果に係る知的財産権を原子力規制委員会が受託者から譲り受けない場合、受託者は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物並びに委託業務の内容(以下「著作物等」という。)を公表しようとするときは、原則、公表30日前までに、「著作物等公表届」を提出する。

(2)委託業務の成果に係る知的財産権を原子力規制委員会が受託者から譲り受ける場合、受託者は次の項目に同意したものとする。

①原子力規制委員会の許可を得ないで著作物等を公表しないこと。

②納入物に関して著作権者人格権を行使しないこと。また、納入物の著作権者が受託者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な処置をとること。

(3)上記(1)及び(2)については、委託業務を完了した後であっても、なおその効力を有するものとする。

### 1. 6 委託業務実施期間

委託契約締結日から令和2年3月24日

## 1.7 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

## 1.8 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
  - (2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
  - (3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
  - (4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
  - (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (参考)原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

## 2. 登録内容

- ①事業者名
- ②連絡先(住所、TEL、FAX、E-mail、担当者名)

## 3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

#### 4. 提出先

郵送または E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

西来 邦章 宛て

【TEL】 03-5114-2226

【FAX】 03-5114-2236

【E-mail】kuniaki\_nishiki@nsr.go.jp

(登録例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原子力規制委員会  
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ  
地震・津波研究部門

令和元年度原子力施設等防災対策等委託費(古地磁気学的手法を用いた噴火現象の時間  
進展プロセスに関する研究)事業について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録致します。

登録内容

- ① 事業者名 〇〇
- ② 連絡先
  - 住所 〇〇
  - 電話 〇〇
  - FAX 〇〇
  - Mail 〇〇
  - 担当者名 〇〇